

## 八百津町が過疎地域に指定

# 自立促進計画に向け意見交換会

国の過疎地域自立促進法（過疎法）の改正により、本年度から八百津町が過疎地域に指定されたことを受け、7月6日、ファミリーセンターで自立促進計画のための意見交換会が開催されました。

今回指定を受けたのは全国で58市町村、今までの指定を合わせると776市町村となり、全国の44.9%の市町村が過疎地域となりました。岐阜県では、今回、当町のみ指定でしたが、すでに過疎地となっている七宗町、白川町、東白川村などを含め、全部で14市町村となりました。人口の減少率や65歳以上の人口比率、町の財政力指数など、国の示す基準が緩和されたことなどから、今回の追加指定となりました。

これにより、過疎債という有利な貸し付け制度が利用できるようになるため、町では自立促進のためのプランを立て、それに基づいて過疎債利用の効果的な事業を展開し、過疎からの脱却、自立に向けての町づくりを進めていく計画です。行政はもとより地域住民、各種団体等と共通意識を持ち実効性のある計画づくりをしていくため、この意見交換会が行われました。

交換会では、町関係者、住民代表のみなさんなど45人が参加。「農工商が一体となった地場産業の振興策を」「生命の維持に関わる水道等については何より優先に」「この指定を逆手にとってプラス思考に考え事業を進めていきましょう」などといった建設的な意見が出されました。

八百津町は過疎地域に指定こそされましたが、豊かな自然と、人と人とのつながり、歴史風土、そして八百津町の持つ“個性”を最大限に活用しながら町づくりを進めていきたいと考えます。みなさまからのアイデア、どしどしお知らせください。



シリーズ  
包括支援  
No.3



## こんにちは 八百津町地域包括支援センターです

介護予防に取り組もう。

介護予防とは、「要介護状態になることを出来る限り防ぐ（遅らせる）こと、そして要介護状態でも、それ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）」ことです。

生活機能の維持・向上を積極的に図り、要支援・要介護の予防や重症化の予防・軽減により、出来る限り自立した生活を送れるようにすることが目的です。では、どのようなことに取り組めば「介護予防」ができるのでしょうか。その内容は、次号から順番に紹介していきます。

### 8月の予定

9日(月) 高齢者のための「こころの相談」 午後から（事前に予約が必要です）

こころの専門家の精神保健福祉士が、個別に対応し秘密は厳守します。

例えば・・・眠れない・何もしたくない・食欲がない・忘れることが多くなった等々 ご相談ください。

11日(水) 介護者家族の会（事前に予約が必要です） 午後1時30分～

健康運動指導士 藤田真美先生による「疲れを解消！！リフレッシュ体操」を予定しています。

認知症の方の介護者であれば、どなたでも参加できます。体を動かして、気分転換しましょう。

### 9月の予定

13日(月) 高齢者のための「こころの相談」 午後から（事前に予約が必要です）



社会福祉士(栗山)

こんにちは。社会福祉士の栗山です。今回は頭の体操をしましょう。

100から順番に7を引いてみてください。100・93・86・79・72・65・58

正解できましたか。頭を使い、脳を活性化させて、いきいきとした生活を送りましょう。

答え100、93、86、79、72、65、58

問い合わせ 地域包括支援センター ☎43-3267または☎43-2111(内線2566・2567)